

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	セネガル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000千円 ----- -----	2019.6.18 ダカール で (同日)	日本側 新井辰夫在セネガル大使 セネガル側 アマドウ・ホクトウ経済・計画・協力大臣	2019.7.1 58号
セネガル	食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	産業分野における人材育成強化のためのセネガル日本職業訓練センター機械整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	350,000千円 ----- -----	2019.6.18 ダカール で (同日)	日本側 新井辰夫在セネガル大使 セネガル側 アマドウ・ホクトウ経済・計画・協力大臣	2019.7.1 59号
セネガル	産業分野における人材育成強化のためのセネガル日本職業訓練センター機械整備計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文		495,000千円 2023.6.30まで	2019.12.11 ダカール で (同日)	日本側 新井辰夫在セネガル大使 セネガル側 アマドウ・ホクトウ経済・計画・協力大臣	2020.2.3 26号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2) 贈与の供与期限については、定めないものは、-----と記している。  
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。  
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。